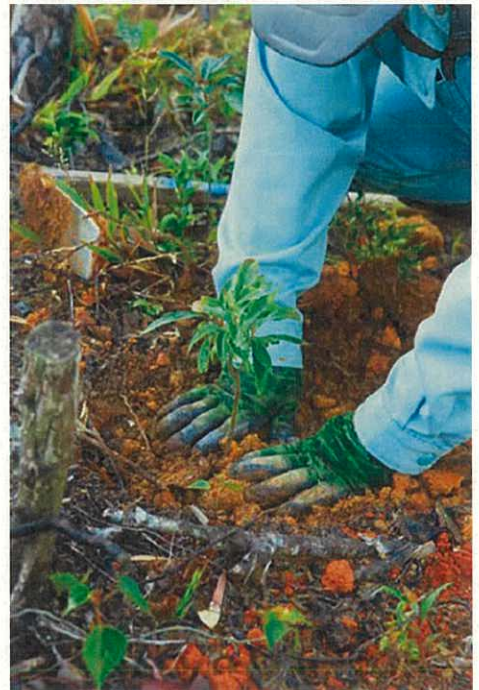


沖縄県森林・林業アクションプラン

新・うまんちゅの森づくり

～ 100年後の未来につなぐ森づくりをめざして～

【令和6～13年度】



沖縄県 森林管理課

令和 6年 3月

(表紙の写真)

「令和2年度森林・林務行政教材等作成委託業務」から

目 次

■ 第1章 総論

1 策定の趣旨	1
2 プランの位置付け	2
3 プランの計画期間	2
4 プランの実現に向けた関係者の役割分担と県民への期待	3

■ 第2章 森林・林業を取り巻く情勢（現状・課題）

1 新たな視点の追加	4
2 本県の森林・林業の状況	
(1) 森林資源	8
(2) 多面的機能の発揮	9
(3) 林業産出額	11
(4) 県産木材	11
(5) 県産きのこ類	12
(6) きのこ類以外の特用林産物、緑化木・造園木等	13
(7) 担い手の育成・確保	14

■ 目標数値

	16
--	----

■ 第3章 森林・林業施策の推進方向

1 目標	17
2 推進方向及び施策	17
3 推進施策の展開	
施策展開1 おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化	19
施策展開2 多様なニーズに対応するバリューチェーンの強化	20
施策展開3 担い手の育成・確保と経営力強化	22
施策展開4 農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進	24
施策展開5 成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備	26
施策展開6 魅力と活力ある農産漁村地域の振興と脱炭素社会への貢献	28

■ 第4章 圏域別森林・林業施策の推進方向

1 北部	30
2 中南部	31
3 宮古	32
4 八重山	33

■ 付録

「沖縄県森林・林業アクションプラン」

新・うまんちゅの森づくり ～ 100年後の未来につなぐ森づくりをめざして ～

■ 第1章 総論

1 策定の趣旨

森林・林業の推進にあたり、平成29年3月に適正な森林管理と持続的林業経営の構築を図るため「うまんちゅの森づくり」を策定した。

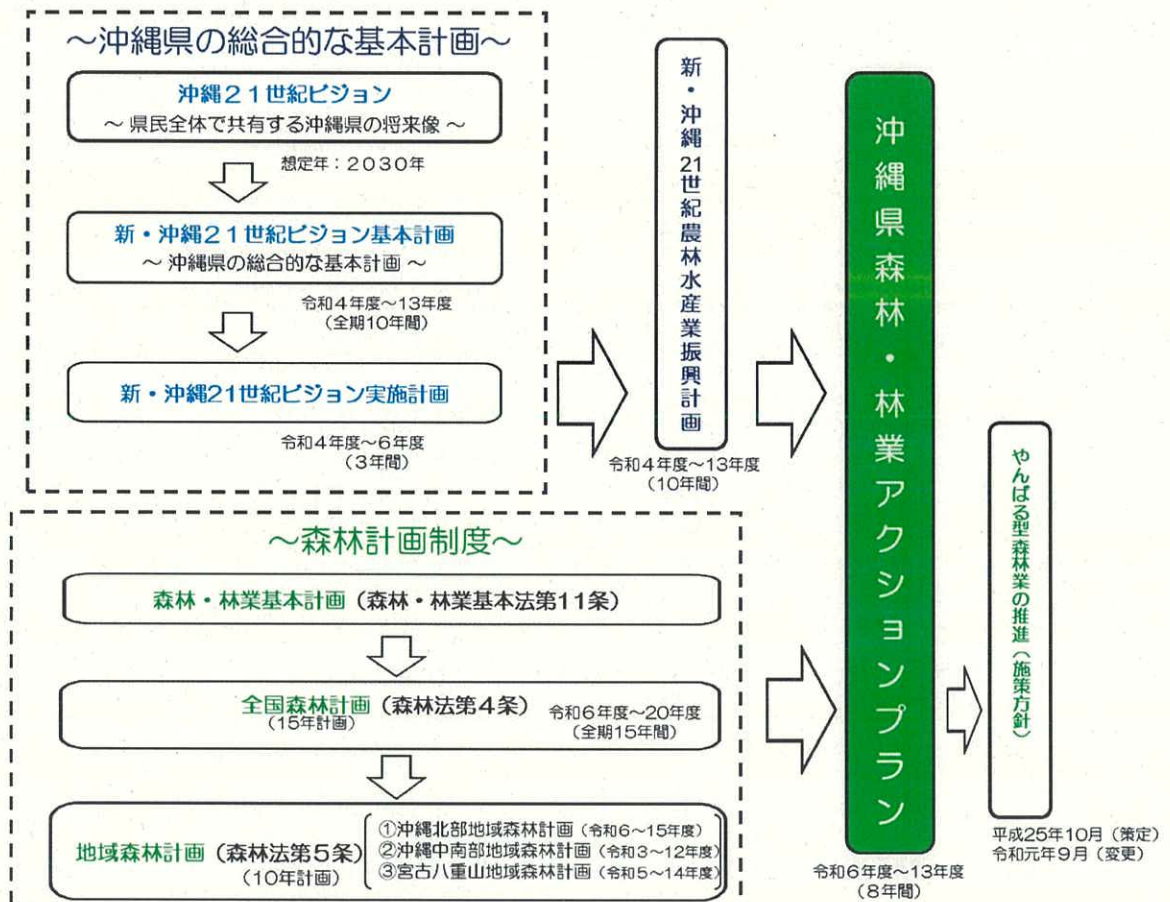
今回、森林・林業に関する新たな視点を取り入れ、本県の森林・林業に関する現状把握を行いつつ、課題について抽出を行い、新たなアクションプランである「新・うまんちゅの森づくり」を策定する。



2 プランの位置付け

「新・うまんちゅの森づくり（以下「プラン」という。）」は、本県が取り組んでいく施策と目標を明らかにしたもので、本県の基本構想である「沖縄 21 世紀ビジョン」のほか各種計画に基づき、本県の森林・林業の各施策の推進方向及び展開を示すとともに、施策の具体化のための指針となるものである。

各種計画の関係は、以下である。



3 プランの計画期間

本プランは、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」などの各種計画と整合を図り、計画期間を令和6年度から令和13年度までとする。また、社会情勢の変化等に対応し、実効性の高いプランとするため、必要に応じ計画期間内に見直しを行う。

4 プランの実現に向けた関係者の役割分担と県民への期待

本プランが目指す姿を実現するためには、林業従事者の主体的な取組を基本とし、県、市町村、関係団体等が緊密な連携の下に、それぞれの役割を認識し、果たしながら森林・林業従事者の取組を支援していくことが不可欠である。

加えて、森林・林業が果たしている様々な役割について、県民などに理解を深めてもらうとともに、新しい森林・林業を築き上げていくことが重要である。

○県の役割

- ・ 県は、本プランの効率的・効果的な推進を図るために必要な施策・事業を積極的に支援する。
- また、市町村や関係団体等と連携し、安定した林産物の生産・供給体制や適正な森林管理など、森林・林業の振興を図る。

○市町村の役割

- ・ 市町村は、地域と直接かかわる行政機関として、地域住民及び関係機関・団体との連携に主導的な役割を發揮する。

○林業従事者の主体的な取組

- ・ 林業従事者は、それぞれが望む「未来の姿」を実現するため、消費者などのニーズを的確にとらえ新しい技術の導入や他の産業との連携によりチャレンジ精神あふれる積極的な展開を図るなど、主体的で創意工夫をこらした取組を行うことが重要である。

○森林・林業関係団体の役割

- ・ 森林・林業関係団体は、地域における森林・林業の振興を図っていく上で、担い手の育成や安全指導など、森林・林業の振興に繋がる林業従事者の取組を支援する。

○県民への期待

- ・ 県民には、森林の持つ多面的機能に対する理解を深めるとともに、地産地消への取組等、森林・林業や農山村の振興に対し積極的に協力をすることが期待される。



■ 第2章 森林・林業を取り巻く情勢（現状・課題）

1 新たな視点の追加

前回の計画策定以後の新たな視点について、以下を追加する。

○ SDGs

- ・SDGsは、平成27年9月に「国連持続可能な開発サミット」で採択された令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）から構成される。
- ・森林については、「持続可能な森林の経営」を含む目標が掲げられており、目標15「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」を始め、多くの目標に関連している。



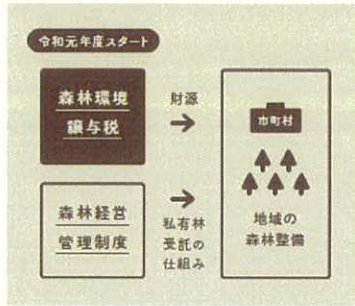
（森林・林業に関する項目（出展：国際連合広報センターHP））

○ 気候変動・2050 カーボンニュートラル

- ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告（令和5年3月）では、人間活動が引き起こす地球温暖化は気象と気候の極端現象に大きな影響を及ぼしており、自然と人々に対して多大な悪影響と関連した損失・損害をもたらしていると指摘している。
- ・森林・林業関連については、森林管理などの森林を活用した対策が緩和・適応の両面で有益であること、木製品など持続可能な形で調達された林産物を他の温室効果ガス排出量の多い製品の代わりに使用できることなどが紹介されている。
- ・日本を含む多くの国々が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を表明した。森林・林業・木材産業による「グリーン成長」で豊かな社会経済の実現が求められる。

○ 森林経営管理制度

- ・平成31年4月に、森林経営管理法が施行され、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託、林業に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）を行うことができる森林経営管理制度が導入された。これにより、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐことが可能となった。



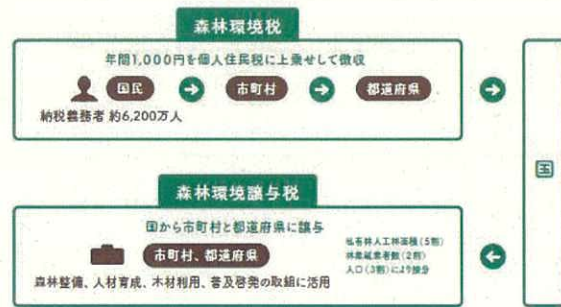
(図出展：林野庁資料)

○ 森林環境税及び森林環境譲与税

- 森林環境税及び森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し創設された。

「森林環境税」は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課（ふか）徴収するもので、「森林環境譲与税」は、準備金の活用により、令和元年度から地方自治体へ譲与が開始されている。

(図出展：林野庁資料)



○ 首里城復興等にかかる県産木材の調達

- 令和元年10月31日未明に、首里城正殿を含む建物8棟が焼損したため、県産木材を活用した復興が検討された。大径材の量的な確保が困難なため、重要な箇所には県内から調達されたオキナワウラジロガシやイヌマキが使用される。

(県営林(国頭村内))



○ 森林認証

- 適正に森林経営が行われている森林に対して、独立した第三者認証機関が、一定の基準に照らし合わせて評価・認証し、森林の保全を図ろうとする森林認証制度が欧米を中心に広く普及している。制度には、適切に管理された森林に対する森林管理認証（FM認証）と認証材の加工・流通にかかる事業者に対するCoC認証がある。

本県では、北部管内の県営林が平成29年10月にSGEC認証制度のFM認証を取得し、令和4年10月に再取得している。



(SGEC 商標)



(PEFC 商標)

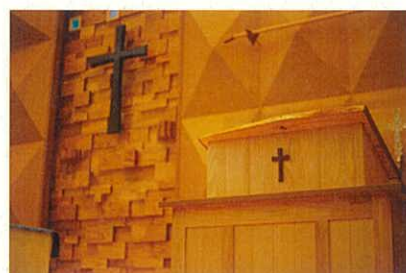
○ 世界自然遺産登録

- ・やんばる国立公園は平成28年9月に指定、さらに平成30年6月に北部訓練場返還地を編入して公園区域が拡張し、令和3年7月に世界自然遺産へ登録された。世界自然遺産委員会からは、より一層自然環境に配慮した森林施業が求められている。

○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

- ・建築物等における木材の利用を促進し脱炭素社会の実現に資すること等を目的に、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が令和3年10月に改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大された。公共建築物において率先して木材の利用を図ることで、公共建築物以外への建築物等への木材利用の波及効果が期待される。

(教会(那覇市内))



○ 沖縄県ウッドスタート宣言

- ・令和5年1月に、次世代を担う子どもたちに対して、沖縄の森林・林業への理解や木材の利用推進を深めるために「沖縄県ウッドスタート宣言」を行った。宣言をきっかけに、森林組合、製材業、木工、保育、教育、福祉や企業のCSR活動など多様な関係者と連携・協力しながら、木育活動等を通して、県産木材の利用推進につなげていく。

○ 合法木材の推進

- ・通称「クリーンウッド法」(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)が改正され、合法性の確認、記録の保存、情報の伝達が義務付けとなり、令和7年4月1日から施行される予定である。

○ 盛土規制法

- ・令和5年5月に「宅地造成等規制法(国交省)」を抜本的に改正した「宅地造成及び特定盛土等規制法(国交省、農水省、林野庁)」が施行された。同法は、市街地周辺の宅地造成等工事規制区域に加え、森林や農地も含めた特定盛土等規制区域も対象となっている。そのため、本県においても、同法に基づき危険な盛土等に対する規制が速やかに行われるよう、調査や崩落防止対策等を支援し、災害防止に向けた取組を推進する。

○ ICT等の新しい技術の活用によるスマート林業の推進

- ・林業は、勾配が急な箇所、植栽・育成・収穫まで長い年月がかかり、収穫時は重量のある立木を扱う産業である。作業には危険を伴う場合もあるため、安全性の確保のほか、生産性・収益性の向上、担い手確保の観点から、ICT等の活用による産業振興が期待される。

(イメージ)



○ 外国人材の活用と女性の活躍・定着

- ・ 国において、林業従事者の養成・確保にかかる外国人材の受け入れや女性の活躍・定着に向けた条件整備等を支援する取組がなされている。地域の住民のほか、Iターン・Uターンによる人材確保と併せて労働力の育成・確保に向けて取り組む必要がある。

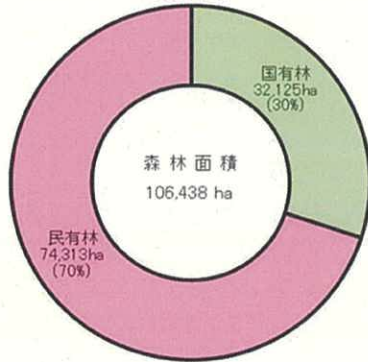
○ 働き方改革

- ・ 働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革である。林業の分野でも、人手が足りない、給与が不安定、休暇が取りづらい、重労働、災害リスクも高いなど、働き方をめぐって様々な課題が指摘されており、林業の生産性向上や持続的発展のために「働き方改革」は必要不可欠である。

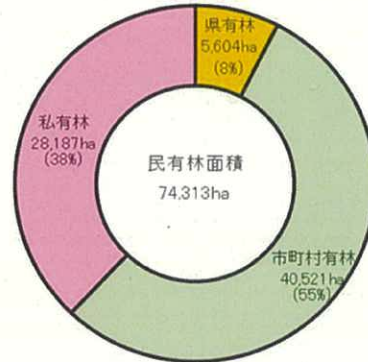
2 本県の森林・林業の状況

(1) 森林資源

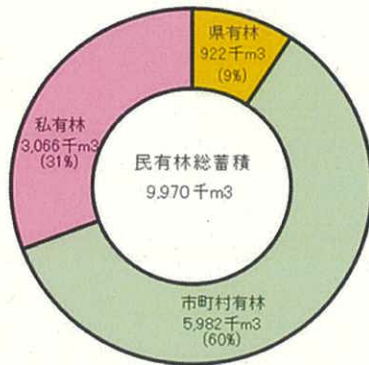
所有形態別面積



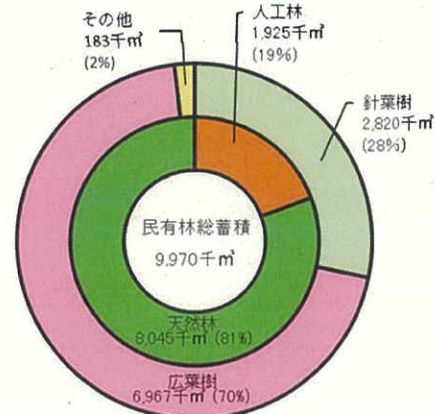
民有林の所有形態別面積



民有林の所有形態別蓄積



民有林の林種別及び針広別蓄積



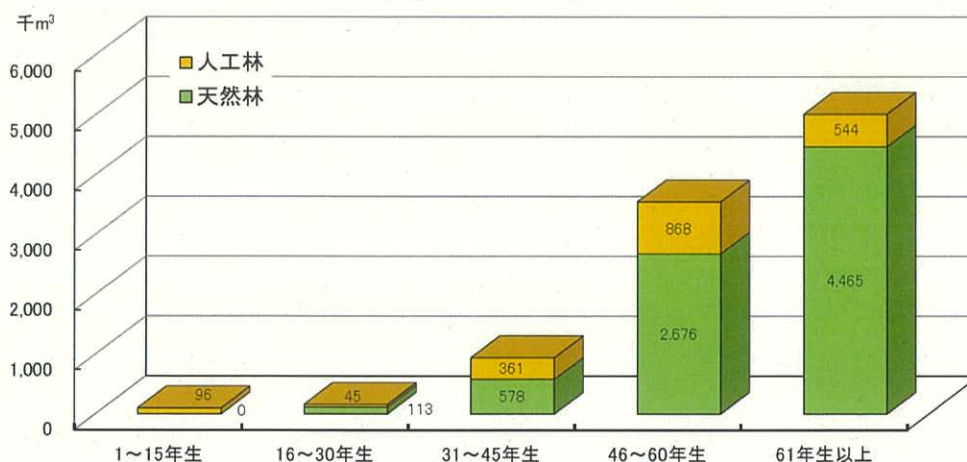
(資料：沖縄県森林管理課「沖縄の森林・林業」及び地域森林計画書 (R5.12月末時点)

(注：四捨五入のため、総数と内訳は一致しない)

- ・ 県土面積の約47%が森林(106,438ha)で、このうち民有林は70%(74,313ha)である。
- ・ 所有形態別蓄積量では、市町村有林が最も高く6割、私有林が3割、県有林が1割を占めている。
- ・ 林種別蓄積量では、人工林2割、天然林8割となっており、haあたりの蓄積は全国の231m³に対し本県は134m³と低い状況となっている。
- ・ 主伐時期の目安となる45年生以上の森林蓄積は全体の89%である。
- ・ 木材生産の中心であるやんばる地域は、令和3年7月に世界自然遺産に登録され、より一層、環境への配慮と資源の利活用が求められており、生産性を高める森林施業・森林整備が必要となっている。
- ・ 本土とは異なる亜熱帯性の樹種構成や市町村有林の占める割合が全国に比べて高いなどの違いから全国とは異なる課題を有している。

年齢別森林資源量

(令和5年4月1日現在)



(2) 多面的機能の発揮

沖縄の森林の多面的機能評価

単位: 億円/年(名目値)

分類	評価手法	多面的機能	評価額
森 林	代 替 法	二酸化炭素吸収	113
		化石燃料代替	18
		表面侵食防止	1,193
		表面崩壊防止	355
		洪水緩和	1,773
		水資源貯留	370
		水質浄化	619
	トラベルコスト法	保健・レクリエーション	73
計			4,514

資料: 県農林水産総務課「令和2年度沖縄県農林水産業の基礎調査」

- 注: 1) 森林に係るいずれの評価方法も、一定の仮定における数値であり、試算の範ちゅうでない数値であるなど、その利用に当たっては細心の注意が必要である。
 2) 森林の有する公益的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、災害の発生頻度等によっても変化することに留意する必要がある。

保安林の現状

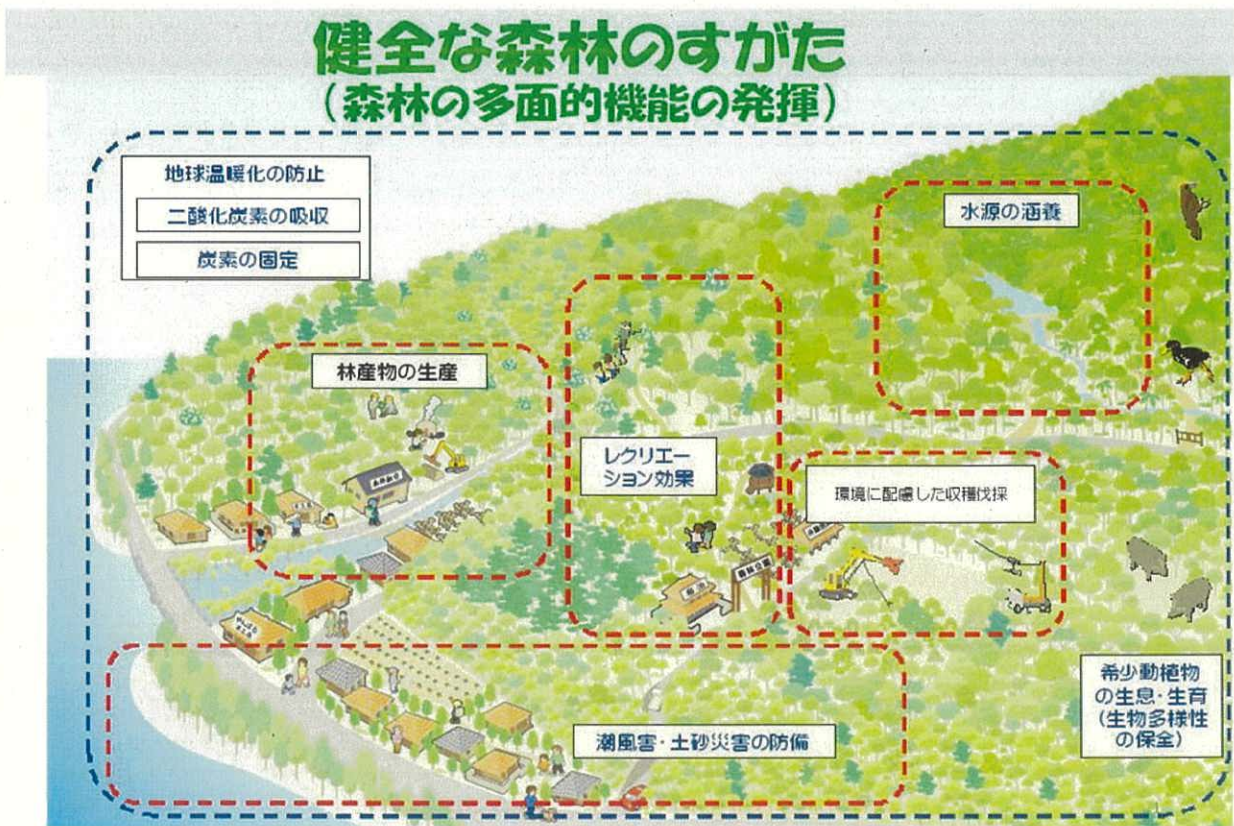
令和5年3月31日現在 単位: ha

種別 区分	水源 かん養 保安林	土砂流 出防備 保安林	土砂崩 壊防備 保安林	防 風 保安林	水 害 防 備 保安林	潮 害 防 備 保安林	干 害 防 備 保安林	落 石 防 止 保安林	魚つき 保安林	航 行 目 標 保安林	保 健 保安林	風 致 保安林	計
国有林	16,421	20	635	68		(13) 271					(3,198) 303		(3,211) 17,718
民有林	6,701	650	178	718	1	3,457	(8) 720	(0) 1	4	9	(919) 83	(36) 409	(963) 12,931

※ () 書きは上位の保安林種との兼種指定を外書きで示した。

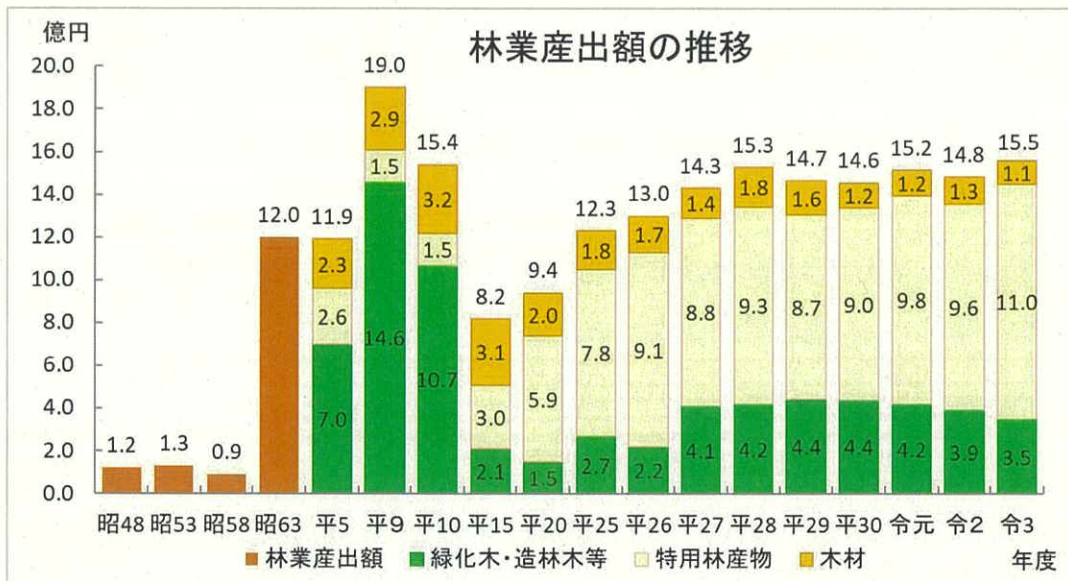
※ 単位未満四捨五入のため、計と内訳は必ずしも一致しない。

- ・森林は水源かん養、土砂災害防止、潮害防備など多面的機能を発揮することで県民生活に寄与している。
- ・本県は広大な海域に多くの島々が点在し、水源の確保が困難な点、地理的特性から台風や季節風による被害を受けやすい環境下にあるため、保安林の果たす役割は重要である。
- ・保安林指定面積は 30,599ha で、本県の森林の約 3 割にあたる。そのうち水源かん養保安林は 23,123ha (75%)、潮害防備保安林は 3,728ha (12%) である。
- ・森林の多面的機能を維持・増進するため、既設の路網を活用した森林の造成・保育管理による森林整備、病虫害等のまん延を防ぐための防除対策の実施、保安林・林地開発許可制度の適切な運用のほか、台風や梅雨等の自然災害から県民の生命、道路や農地などの財産を保全する防災・減災の取組が求められている。



沖縄県における健全な森林のすがた (イメージ図)

(3) 林業産出額



- ・近年の林業産出額は、15 億円前後で推移している。
- ・平成 14 年度以降、きのこ類の大型生産施設が整備されたことにより、特用林産物の産出額は増加し、全体の約 7 割を占めている。
- ・令和 3 年 7 月に世界自然遺産に登録されたことを受け、自然環境に配慮した森林施業がより一層求められている。

(4) 県産木材

単位：千m3、%

年度	県産木材		移入木材		輸入木材		総計
	量	比率	量	比率	量	比率	
H24	5.4	5	101.4	86	10.7	9	117.5
H25	6.1	5	114	86	12.3	9	132.4
H26	5.2	4	108.8	87	10.6	9	124.6
H27	4.5	4	102.9	88	9.3	8	116.7
H28	4.7	4	84.6	78	19.4	18	108.7
H29	8.7	8	91.4	80	13.3	12	113.4
H30	7.8	5	124	86	12.5	9	144.3
R1	6.5	5	121.1	86	13.7	9	141.3
R2	6.2	5	112.8	86	12.4	9	131.4
R3	6.5	5	103	80	20.3	15	129.8

- ・木材の需要量は、全体で約12~14万m³であり、その内訳は、移入材10~12万m³（79%）と最も多く、輸入材1.2~2万m³（16%）、県産材0.6万m³の順で県産材自給率は5%程度と低位である。
- ・県産木材は、テーブルなどの家具材、公共工事における土木資材、きのこの菌床用オガ粉や薪・木炭などである。近年の利用割合は、製材品や木製品へは1割ほどで、木炭や薪に2割、チップやオガ粉が7割となっている。
- ・県産木材は、用材として利用するには歩留まりが低く、採算性が低いいため、通直で歩留まりの高い立木を育成することが求められている。

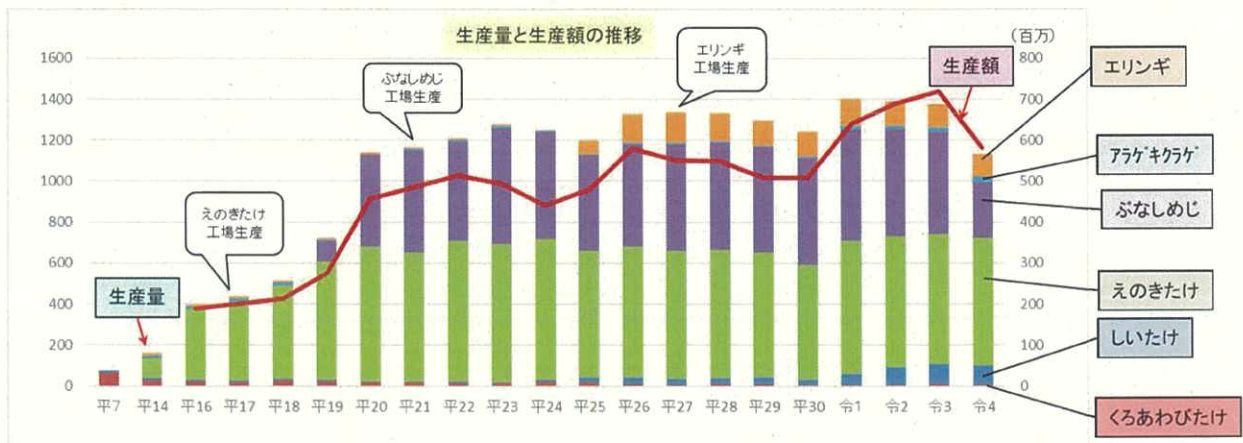
- ・多様な樹種で構成されている県産木材は、独特な木目や色合いなどその良さが県内外において認識されつつある。価値ある県産木材の利用を進めていくためには、安定供給体制の整備・強化と併せて、高付加価値化、利用用途開発やブランド化の確立が課題となっている。
- ・高付加価値化にかかる品質の安定化には、研究機関と連携し保管・加工・乾燥技術の確立や森林施業による歩留まりの高い森林資源の育成が求められる。



(沖縄県産木材の主な種類)

- ・世界自然遺産登録によりやんばる3村は、自然環境への配慮から、収穫地の選定、採算性等の制約が生じ、需要に対して安定した供給とはなっていない状況である。
- ・県産木材利用に対する理解を深めるため、木育活動の推進等各種取組により、県産木材を利用する機運の醸成が求められている。
- ・首里城復興や他の文化財修復など100年先を見据えた大径材の確保が課題となっている。

(5) 県産きのこ類



- ・平成14年度以降、きのこ類の大型生産施設が整備されたことにより、きのこ類の生産量が増加している。沖縄県産きのこの普及を図るため、平成30年度に「沖縄きのこ」ロゴマークの商標登録

やPRにより、県産品の認知度向上につながり需要は増加傾向である。

- ・ 購入数量のうち、干しいたけは地方別で購入数量が2位、購入金額が1位と上位であるが、生しいたけやしいたけ以外のきのこは最下位と低位である。一人あたりの消費量は全国の平均と比べて少ない傾向にあるため、消費拡大の余地があり、健康食材であるきのこ類のPRにより今後の消費量の伸びが期待される。
- ・ 県外産の価格帯の安いこと競合するため、県外産との差別化が必要となっている。
- ・ ぶなしめじについては、工場を運営をしていた本土企業が令和4年3月で撤退した影響により生産量の低下が懸念される。
- ・ 今後、過去に整備した生産施設の老朽化による機器設備の更新が予想される。
- ・ 菌床に使用する県産オガ粉は、需要に対して不足している状況である。必要量の確保が重要であるほか、オガ粉（木質資源）以外の非木質資材の活用が必要である。



(生しいたけ) 令和4年きのこ類の購入数量及び購入金額

地方	購入数量		購入金額	
	g	順位	円	順位
北海道	1,841	1	1,944	3
東北	1,808	2	2,029	2
関東	1,503	6	1,937	6
北陸	1,492	7	1,834	7
東海	1,630	3	2,097	1
近畿	1,581	5	1,938	5
中国	1,608	4	1,940	4
四国	1,361	9	1,690	9
九州	1,438	8	1,759	8
沖縄	911	10	1,351	10

(干しいたけ) 令和4年きのこ類の購入数量及び購入金額

地方	購入数量		購入金額	
	g	順位	円	順位
北海道	48	4	426	4
東北	32	7	355	5
関東	30	8	306	7
北陸	35	6	300	8
東海	71	1	459	2
近畿	36	5	341	6
中国	28	9	280	9
四国	19	10	136	10
九州	51	3	436	3
沖縄	53	2	505	1

(しいたけ以外のきのこ) 令和4年きのこ類の購入数量及び購入金額

地方	購入数量		購入金額	
	g	順位	円	順位
北海道	7,279	8	4,855	7
東北	9,703	1	6,740	1
関東	8,164	4	5,529	3
北陸	9,270	2	6,077	2
東海	8,506	3	5,408	4
近畿	7,955	5	5,205	5
中国	7,815	6	5,128	6
四国	6,832	9	4,375	9
九州	7,288	7	4,395	8
沖縄	5,274	10	4,033	10

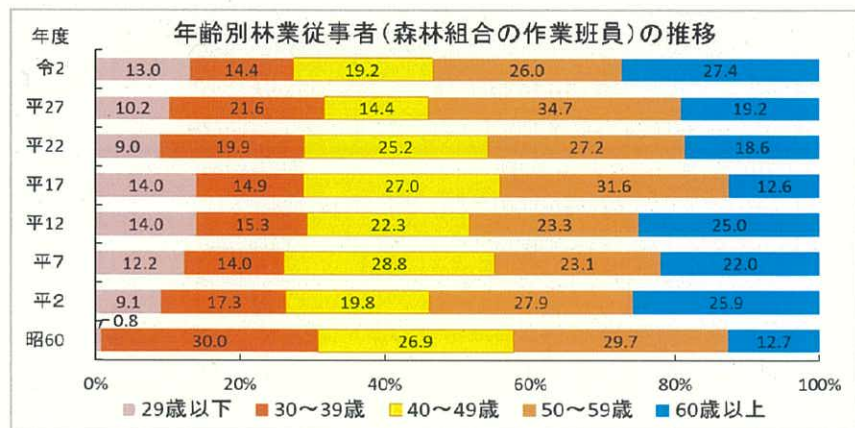
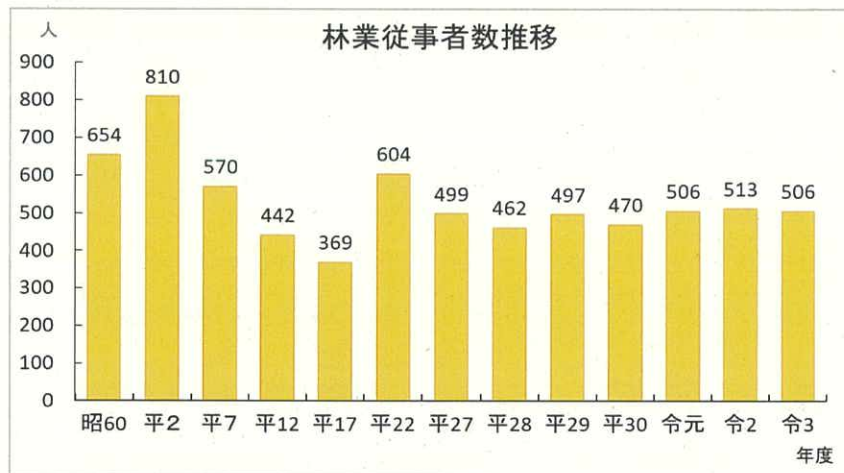
(出展：令和4年総務省統計局による)

(6) きのこ類以外の特用林産物、緑化木・造園木等

- ・ 木炭、山菜（オオタニワタリ、ハウビカンジュ）、月桃（葉・抽出物）、台湾ハンノキやからぎ茶などがある。食品のみならず多様な方法での利用拡大が期待される。
- ・ 適正な森林整備、苗木の品質確保の観点から、緑化木のうち林業用種苗は、需要に応じた供給体制の確保が望まれる。
- ・ 森林整備用の苗木のほか、都市緑化や民間の緑化活動に広く供される緑化木は、林業関係団体、市町村や造園会社等で生産されている。



(7) 担い手の育成・確保



- ・ 林業従事者数は、森林組合やきのこ生産者、木工関係者等がおり、近年は500人前後で推移している。
- ・ 従事者のうち、森林組合の作業班員数は年々減少しており、年齢別の構成比では、50代以上で5割を超えており、今後、高齢化が進むことによりさらに減少することが懸念される。
- ・ 森林の持つ経済的機能と公益的機能を十分に発揮させるには、森林整備の担い手である森林組合

を含めた林業従事者の育成・確保が喫緊の課題である。

- ・ 傾斜地等での作業で、労働環境が厳しく労働災害の発生が高い業種であり、労働安全衛生の面で労働負荷の軽減の整備・支援が必要である。
- ・ 林業生産活動技術の習得のほか、自然環境に配慮した施業を行うための植物等に関する知識が求められる。従事者の担い手減少・高齢化が進むと予想される中、施業技術の継承等が重要な課題である。
- ・ 林業従事者の自立的発展を目指すため、森林整備事業の実施とともに稼ぐ力を高め、産業として持続的に発展するための支援・取組が必要である。
- ・ 若い世代にとって魅力のある産業となるための取組や「緑の雇用」制度の活用による新規従事者の確保を図る取組が求められる。「緑の雇用」の研修後の就業率は約6割となっており、就業後の定着促進が求められる。
- ・ 特用林産は、農村における収入源として農業者が複合経営を行う可能性もあることから、他機関とも連携し新規事業者の経営開始を支援する取組が必要である。
- ・ 農業分野での福祉事業所との連携（農福連携）や建設業関係者の参画などを参考に、他の産業との連携など多様な取組が求められる。
- ・ 緑化木の生産は、市町村の一部で実績があるが、高齢化による生産者の減少傾向となっている。林業用種苗だけでなく、地球温暖化防止の活動、企業の社会貢献等様々な活動に使用される苗木の安定確保のためにも、公共事業や民間における緑化活動に必要な情報を関係者で共有し、安定した供給体制を確保することが求められる。

■ 目標数値

1. 各種計画で定める目標・実績

林業生産額の目標・実績

目標とするすがた	単位	基準 令和2年度	目標 令和6年度	目標 令和9年度	目標 令和13年度	実績 令和3年度
林業産出額	億円	14.8	15.6	16.1	16.2	15.5

※注1)：百万円以下は切り捨てして表記している。

「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」及び「新・沖縄21世紀農林水産振興計画」 における目標・実績

成果指標	単位	基準 令和2年度	目標 令和6年度	目標 令和9年度	目標 令和13年度	実績 令和4年度
林産物の生産振興						
きのこ類の生産量	トン	1,388	1,406	1,433	1,436	1,120
自然環境に配慮した森林及び林業生産基盤の整備						
森林整備面積	ha	525	543	543	543	700

2. そのほかの目標・実績

そのほかの目標・実績

成果指標	単位	基準 令和2年度	目標 令和6年度	目標 令和9年度	目標 令和13年度	実績
林産物の生産振興						(令和3年度)
木材の生産量	m ³	6,212	6,932	7,024	7,024	6,471
担い手の育成・確保						(令和3年度)
林業従事者数	人数	513	515	524	536	506
社会基盤等の防災・減災対策						(令和4年度)
防風・防潮林の 整備面積	ha	1.7	1.5	1.5	1.5	1.8